# 保護すべき者を確実に保護

## 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準 じて保護すべき者を保護(紛争避難民 など)
- 安定した在留資格の付与、制度的裏 付けのある支援の実現

1 年以内

### 在留特別許可制度の適正化

- 申請手続の創設
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

## 難民認定制度の運用の見直し

衆議院における修正事項)

- 面接における申請者の心情等への 適切な配慮
- 難民の出身国情報の充実
- 難民調査官の調査能力の向上

法改正事項ではない事項

難民該当性に関する規範的要素の 明確化

#### 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何度 でも、一律に送還が停止する(=送還 停止効)ところ、その例外規定を創設
  - 3回目以降の申請者
  - 3年以上の実刑前科者
  - テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認 定すべき「相当の理由がある資料」を 提出すれば送還停止

## 罰則付きの退去等命令制度

現行法上、送還が特に困難な以下の者に つき、退去を命令する制度を創設し、自ら 帰国するよう促す

- 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
- 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

### 自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する 場合は上陸拒否期間を短縮(5年→1年)

#### 6月以内

1 年以内 その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請な どに関する所要の改正

## 1 収容に代わる監理措置

監理人の監理の下で収容しないで退去 強制手続を進める措置の創設

収容を巡る諸問題の解決

- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加 え、収容により本人が受ける不利益も考 慮し、収容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等 (ただし監理人の義務は限定)
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証 金を納付
- 被収容者につき、3か月ごとに収容の 要否を必要的に見直す

#### 仮放免の在り方の見直し

健康上の理由に基づく仮放免請求は、 医師の意見を聴くなど、健康状態に十分 配慮して判断すべきことを明記

## 3 適正な処遇の実施

- 常勤医師の兼業禁止を緩和
- 強制治療に関する規定(拒食対策)
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など